

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報

【公表】

整理番号	1
契約番号	5農振財契第16号
件名	衛星通信トランシーバーの賃借
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
借入場所	東京都青梅市河辺町6-4-1青梅合同庁舎内 公益財団法人東京都農林水産振興財団 花粉対策室
概要	仕様書記載のとおり
借入期間	令和5年7月1日から令和10年6月30日まで（60ヶ月）（長期継続契約）
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	下記①から③までの要件を全て満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①プライバシーマーク及びISO27001の認証を受けていること。 ②ISO14001の認証を受けていること。 ③当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和5年4月28日（金） 午前10時00分（入札期間は、指名通知時に連絡）
希望申出期間	令和5年4月11日（火）午前10時から令和5年4月18日（火）午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票【様式あり】（必要事項を記入・押印） (2) 会社概要・実績一覧表【様式あり】（必要事項を記入） (3) 希望申出要件に対応する以下の書類 ①プライバシーマーク及びISO27001の認証を受けていることが分かるものの写し ②ISO14001の認証を受けていることが分かるものの写し ③契約実績を証明するものの写し（契約書・請書の写しなど）
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとしします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとしします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合（親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合）には、同一入札案件に参加することができません。 (7) 入札結果（落札業者名、落札金額等）については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 花粉対策室 住所 東京都青梅市河辺町6-4-1青梅合同庁舎 電話 0428-20-8134

仕 様 書

1 件 名

衛星通信トランシーバーの賃借

2 借入期間

令和5年7月1日から令和10年6月30日まで
地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約

3 借入場所

東京都青梅市河辺町六丁目4番1号青梅合同庁舎内
公益財団法人東京都農林水産振興財団 花粉対策室

4 導入目的

多摩地域の山間地において、携帯電話の不感地帯での通信手段として衛星通信トランシーバーを導入する。

5 賃借機種及び数量

衛星通信トランシーバー	13台
(内訳) 携帯用	5台
車載用	7台
事務室用	1台

詳細は別紙「特記仕様書」のとおり

6 賃借料に含まれる項目

- (1) 衛星通信トランシーバー代
- (2) オプション費用
- (3) 保守費用
 - ・ 2年毎のバッテリー交換（リース期間中最大2回まで）
 - ・ 自然故障又は有償修理時等の機器先出し SEND BACK

7 諸費用（契約開始後の最初の月払いに合算して支払う）

- (1) 回線開通料（13台分）
- (2) アンテナ類庁舎内引込工事
- (3) 車両取付工事

8 庁舎及び車両への機器取付

事務室用のアンテナは、東京都青梅合同庁舎屋上の発注者が指定する位置に設置すること。アンテナの引込は発注者及び庁舎管理者の指示に従い行うこと。

詳細は別紙「特記仕様書」のとおり

9 支払方法

月払いとし、指定金融機関口座からの引落とする。

なお、納入に関する諸費用については、契約開始後の最初の月払いに合算して支払うものとする。

10 入札等について

入札（または見積書の提出）にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

11 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

(1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年 東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

12 暴力団等排除に関する特約条項

別に定めるところによる。

13 その他

本仕様の解釈について疑義が生じた場合は財団と協議して決定する。

14 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

別紙のとおり

15 担 当

公益財団法人東京都農林水産振興財団 花粉対策室
東京都青梅市河辺町六丁目 4 番 1 号青梅合同庁舎 3 階
電話：0428-20-8134

特記仕様書

1. 主要諸元

①主要諸元 1

(1) 種 別	衛星通信トランシーバー（携帯用・車載用） 想定機種：アイコム IC-SAT100または同等品																											
(2) 納入台数	12台（携帯用：5台、車載用：7台）																											
(3) 本体寸法	W	57.8 mm前後	リチウムイオンバッテリー装着時、アンテナを除く																									
	H	135.0 mm前後																										
	D	32.8 mm前後																										
(4) 本体重量	重さ 360 g 前後（リチウムイオンバッテリー、アンテナ含む）																											
(5) 周波数範囲	1616MHz ～ 1626.5MHz																											
(6) 通信範囲面積	半径178km前後（）																											
(7) 使用温度範囲	-30～+60℃																											
(8) 運用可能時間	約14時間前後																											
(9) オプションパーツ ※標準装備品は除く	【携帯用】 <ul style="list-style-type: none"> ・6連充電器 ・防水形スピーカーマイクロホン 【車載用】 <ul style="list-style-type: none"> ・防水形スピーカーマイクロホン ・ドッキングステーション ・外部アンテナ ・ワンタッチコネクタ ・同軸ケーブル 																											
(10) 取付車両	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>メーカー</th> <th>車 名</th> <th>型 式</th> <th>台 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日産</td> <td>セレナ</td> <td>5AA-GNC27</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">スズキ</td> <td>エブリイ</td> <td>EBD-DA17V</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>エブリイ</td> <td>3BD-DA17V</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>エブリイ</td> <td>5BD-DA17V</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>キャリイ</td> <td>3BD-DA16T</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>			メーカー	車 名	型 式	台 数	日産	セレナ	5AA-GNC27	1	スズキ	エブリイ	EBD-DA17V	3	エブリイ	3BD-DA17V	1	エブリイ	5BD-DA17V	1	キャリイ	3BD-DA16T	1	計			7
メーカー	車 名	型 式	台 数																									
日産	セレナ	5AA-GNC27	1																									
スズキ	エブリイ	EBD-DA17V	3																									
	エブリイ	3BD-DA17V	1																									
	エブリイ	5BD-DA17V	1																									
	キャリイ	3BD-DA16T	1																									
計			7																									
(11) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・音声遅延の少ないリアルタイムな通信が可能なこと ・車載用は、車両内にて充電できるようにすること ・1：Nの通信が可能であること 																											

②主要諸元 2

(1) 種 別	衛星通信トランシーバー（事務室用） 想定機種：アイコム IC-SAT100Mまたは同等品		
(2) 納入台数	1台		
(3) 本体寸法	アンテナユニット	W 76.8mm×H 200.0mm×D 76.8mm	前後
	メインユニット	W 125.0mm×H 29.0mm×D 156.5mm	前後
	マイク	W 59.6mm×H 134.6mm×D 30.1mm	前後
(4) 本体重量	アンテナユニット	500 g 前後	
	メインユニット+マイク	1200 g 前後	
(5) 周波数範囲	1616MHz ～ 1626.5MHz		
(6) 使用温度範囲	-30～+60℃		
(7) オプションパーツ ※標準装備品は除く	<ul style="list-style-type: none"> ・卓上電源 ・LANケーブル（100m） 		
(8) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・音声遅延の少ないリアルタイムな通信が可能なこと ・1：Nの通信が可能であること 		

2. 庁舎及び車両取付

①庁舎（屋内外）

(1) アンテナユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・アンテナユニット（以下「アンテナ」という。）は、東京都青梅合同庁舎（地下1階、地上3階建て）（以下「庁舎」という。）の屋上に設置する。既設のVHFアンテナのポール及び壁内配管を活用する。 ・屋上から3階までは、コンクリート壁内の既設配管内を通して3階天井裏へ配線する。3階部分へ配管が通った後は、通路及び執務室天井裏を配線し花粉対策室の執務室内へ引込む。既設の同軸ケーブルは、必要に応じて切断してもよい。切断箇所は、発注者と協議すること。 ・アンテナの配線延長は、屋上から3階執務室（メインユニット配置箇所）まで約100mを想定している。なお、配線延長に増減があった場合でも設計変更の対象とはしない。 ・アンテナは、既存のアンテナポールを使用する。既設のVHFアンテナ及び同軸ケーブルは、取外した上で発注者の指示する場所に保管すること。 ・庁舎壁面等にネジ等を用いて機器類を固定する場合には、事前に発注者と協議すること。
(2) メインユニット	<p>メインユニットは、庁舎3階の花粉対策室執務室内に設置する。</p>
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・アンテナ及びメインユニットの設置施工日は、発注者と協議のうえ決定すること。発注者側の業務上の都合により作業日が土曜日又は日曜日になることも考慮すること。 ・配線作業については、庁舎内の他の電源及び通信ケーブル等を損傷させないように注意すること。 ・他の配線や建物に損傷を与えた場合は、速やかに発注者に連絡すること。 ・アンテナ及びメインユニットの設置においては、受託者が責任を持って対応すること。

②車両

(1) 外部アンテナ	<p>設置に当たっては、マグネット架台等を使用すること。</p>
(2) 車内取付	<ul style="list-style-type: none"> ・車両は全てリース車であるため、機器の固定にはネジ等は使用せず、両面テープ等で固定すること。 ・車内から取り出す電源は、できる限りヒューズ電源から取るものとし、既存の配線コード類から分岐等は行わないこと。
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・車両への取付施工日は、発注者と協議のうえ決定すること。業務等の都合により作業日が土曜日又は日曜日になることも考慮すること。 ・車両への設置においては、受託者が責任を持って対応すること。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

1. 本契約においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。
2. 契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、仕様書の内容に変更が生じる可能性が発生した場合、受託者からの申し出を踏まえ、受発注者間において、契約金額の変更、履行期限（納入期限）の延長のための協議を行う。

この場合、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については受発注者間での協議を踏まえ適切に対応する。